

大都市税財政制度調査特別委員会実施要領

- 1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。
- 2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。
- 3 議案、請願及び陳情は、付託しない。
- 4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。
- 5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。
- 6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。
- 7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。
- 8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。
なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。